



館林市

# 融資制度のご案内

小口資金の利用に必要な保証協会の保証料を最大8割まで補助

- 経営安定資金の利子補給を1年間実施！
- 経営振興資金の利子補給を2年間実施！
- 創業融資の利子補給を3年間実施！



## 中小企業者向け融資



市内に店舗、工場又は事業所があり、同一の事業を1年以上  
営んでいる中小企業者

運転資金 の融資を受けたい！

例えば… ●新しく社員を雇いたい。 ●商品や材料をまとめて仕入れ  
たい。 ●広告を出したい。

設備資金 の融資を受けたい！

例えば… ●営業用車両を購入したい。 ●工場を新設したい。  
●高性能の機械設備を導入したい。



## 勤労者向け融資



市内に自己居住用の住宅建築（購入）又は土地を取得しようとする勤労者

住宅資金 の融資を受けたい！

例えば… ●住宅を新しく建てたい。 ●住宅用の土地を購入したい。

同一事業所に1年以上継続して勤務し、かつ1年以上市内に居住する勤労者

生活資金 の融資を受けたい！

例えば… ●入学金などの教育費が必要。 ●病気を治すための医療費が足りない。



## 創業融資制度をご利用の方



## A 小口資金

**運転** **設備** **保証料補助（一部）**

### 運転資金・設備資金と幅広い使い途に利用できます

融資限度額 **1,250万円** 以内

融資期間 運転 **6年** 以内

設備 **8年** 以内

(各6か月以内の据置き含む)

年利 **1.8%** 以内

条件 

- ・市税等及び県税の未納がない者

- ・保証協会の保証を付けていただきます

連帯保証人(原則)個人…不要、法人…代表者のみ

その他 

- ・借換については、売上減少等の要件を満たす場合のみ借換することができます
- ・設備資金を利用する場合は、融資審査委員会への諮問が必要になります

#### 特別小口資金 小規模企業者で無担保・無保証で融資を受けたい方向けの資金です

融資限度額、融資期間、年利は、上記の小口資金と同様 (各6か月以内の据置き含む)

対象者特記 常時雇用する従業員が20人以下  
(商業及びサービス業は5人以下)

年利 **1.8%** 以内

条件 

- ・市税等及び県税の未納がない者

- ・直近1期分の最終損益が黒字であること

その他 

- ・この制度を利用中は保証協会を利用した他の保証付融資制度は併用できません
- ・借換については、売上減少等の要件を満たす場合のみ借換することができます

## B 経営安定資金

**運転** **利子補給1年**

### 売上や利益が減少している方向けの運転資金です

融資限度額 **2,000万円** 以内

融資期間 運転 **7年** 以内

(24か月以内の据置き含む)

年利 融資期間5年以内 **1.5%** 以内

5年を超えて7年以内 **1.7%** 以内

条件 

- ・市税等の未納がない者

その他 

- ・保証人、担保等は取扱い金融機関との協議によります

#### 経営安定資金利子補給金

対象者 令和2年4月から令和3年3月までに経営安定資金を利用した市内中小企業者

補給額 融資が実行された月から**1年間**の支払利子額を **100%** 補給します

## D 創業融資利子補給制度

**利子補給3年**

対象者 令和2年4月から令和3年3月までに群馬県、日本政策金融公庫、民間金融機関の創業関係の融資を受けた市内新規創業者

補給額 融資が実行された月から**3年間**の支払利子額を **100%** 補給します

# C 経営振興資金

設備

利子補給 2年

新たな機械導入など資産計上する設備投資を考えている方向けの設備資金です

融資限度額 5,000万円 以内

融資期間 設備 10年 以内

(12か月以内の据置き含む)

年利 1.7% 以内

条件 ・市税等の未納がない者

・融資承認前の事前着工は対象外です

その他の条件

- ・融資審査委員会への諮詢が必要になります
- ・保証人、担保等は取扱い金融機関との協議によります
- ・企業誘致に係る中小企業者については、市内での1年以上の営業実績を要しません

## 経営振興資金利子補給金

対象者 令和2年4月から令和3年3月までに経営振興資金を利用した市内中小企業者

補給額 融資が実行された月から**2年間**の支払利子額を **100%** 補給します

## 提出書類

### A～C 共通提出書類

①館林市制度融資資金融資申込書

②決算書等（直近2期分）

法人…決算書、勘定科目明細書

個人・青色申告…確定申告書、青色申告決算書

個人・白色申告…確定申告書、収支内訳書

③試算表

（法人で決算時が申請時より6か月以上前の場合）

④許・認可を要する業種…許・認可書の写

⑤法人の場合…商業登記簿謄本

⑥保証人が市外に居住している場合…資産評価証明書

⑦市税の納税状況確認書及び県税の納税証明書

### 設備資金（共通提出書類）

⑧見積書、図面（平面図・立面図・配置図）及び建築

確認書（10m<sup>2</sup>以上の建物）の写し（建物の場合）

⑨見積書、カタログ等（設備の場合）

⑩借地・借家の場合…所有者の承諾書（建物の場合）

### A 小口資金（各3部〔原本1部、写し2部〕）

#### 共通提出書類（①～⑦）

【設備資金は、⑧～⑩に該当するものも提出】

●信用保証協会必要書類

・信用保証委託申込書

・信用保証依頼書

・信用保証委託契約書

・申込人（企業）概要（協会所定）

・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用同意書）

・個人情報の提供に関する同意書（連絡所扱い小口用）

●借換要件確認票（借換の場合）

### 特別小口資金（各3部〔原本1部、写し2部〕）

小口資金提出書類のほか

●個人の場合は市県民税の納税証明書

（法人の場合は法人市民税の納税証明書）

●課税証明書（市民税の所得割が課税されているもの）

### B 経営安定資金（各2部〔原本1部、写し1部〕）

#### 共通提出書類（①～⑦）

●保証を依頼する場合、信用保証協会必要書類

・信用保証委託申込書

・信用保証依頼書

・信用保証委託契約書

・申込人（企業）概要（協会所定）

・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用同意書）

### C 経営振興資金（各2部〔原本1部、写し1部〕）

#### 共通提出書類（①～⑦）

【設備資金は、⑧～⑩に該当するものも提出】

●地球環境課の意見書

（公害防止施設及び設備の場合）

●保証を依頼する場合、信用保証協会必要書類

・信用保証委託申込書

・信用保証依頼書

・信用保証委託契約書

・申込人（企業）概要（協会所定）

・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用同意書）

上部の①は

\*「館林制度融資資金融資申込書」の様式は、館林市公式ホームページからダウンロードできます。

## E 勤労者住宅資金

自己居住用の住宅の建築や購入、土地を取得しようとする勤労者向けの資金です

融資限度額 1,000万円 以内  
融資期間 20年 以内

年利 2.3%

条件 

- ・市税等の未納がない者
- ・別途保証料の負担がある場合もあります

その他 

- ・車庫や物置などは、対象外です。また、増改築の場合は、10m<sup>2</sup>以上が対象です
- ・中古住宅の購入は、建築後20年以内の建物が対象になります
- ・土地の購入面積は500m<sup>2</sup>以下で、取得した日から3年以内に住宅建築が完了のこと
- ・保証人、担保等は取扱い金融機関との協議によります

随时、館林信用金庫本店及び市内各支店、中央労働金庫館林支店でお申込みできます

## F 勤労者生活資金

本人や同一生計を営む家族のために使用する勤労者向けの生活資金です

融資限度額 1世帯 200万円 以内  
融資期間 5年 以内  
(育児・介護休業に伴う生活資金について  
については1年以内の据置き可)

年利 医療費、冠婚葬祭費等 2.1%

教育費等 1.9%

条件 

- ・市税等の未納がない者
- ・別途保証料が必要になります

その他 

- ・保証人、担保等は取扱い金融機関との協議によります

### 提出書類 (各2部 [原本1部、写し1部])

#### E 勤労者住宅資金

##### 住宅敷地又は既存住宅の取得

- ・売買契約書 (写し)
- ・所得証明書
- ・納税状況確認書
- ・住宅敷地取得の場合  
位置図、公図 (写し)、土地登記簿謄本、敷地利用  
住宅建設設計画書
- ・既存住宅取得の場合  
位置図、公図 (写し)、土地及び家屋の登記簿謄本
- ・雇用証明書
- ・農地の場合 農地転用許可 (届出) の写し

##### 住宅の建築 (新築、増築又は改築)

- ・建築場所の位置図、公図 (写し)、住宅の平面図
- ・建築工事費見積書
- ・所得証明書
- ・納税状況確認書
- ・雇用証明書

#### F 勤労者生活資金

##### 各資金使途の共通提出書類

- 雇用証明書、住民票、所得証明書、納税状況確認書  
その他必要と認める書類
- ・医療費 医師の診断書
- ・冠婚葬祭費 死亡診断書又は婚約証明書等
- ・教育費 合格通知書又は在学証明書等
- ・交通事故処理費 交通事故証明書等
- ・災害復旧費等 罹災証明書等
- ・耐久消費財購入費  
購入消費財の見積書又は売買契約書等
- ・育児、介護休業に伴う生活費  
育児、介護休業の取得証明書
- ・その他市長が必要と認めるもの 理由書

お問い合わせ：制度融資取扱金融機関（市内の銀行、信用金庫、信用組合）



館林市役所 TEL. 0276-72-4111 (代表)

- 中小企業者向け融資・創業・・・・商工課 内線 204
- 勤労者向け融資・・・・・・・・産業政策課 内線 206